市民意見聴取に係る施策の概要

案件名： 一時保護委託者の登録等に関する基準の制定

局課名： こども青少年局子どもの育ち支援センター こども企画推進課

施策の目的	児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の一部改正により、「一時保護委託者の登録制度」が新たに設けられ、児童相談所設置市において、国が定める「一時保護委託者の登録等に関する基準」（令和8年内閣府令第16号。以下「内閣府令」という。）に従い、条例によりその基準を定めるものとされました。 そのため、本市の一時保護委託者の登録等に関する基準を定めるため、「尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例」（以下「条例」という。）を改正し、当該基準を定めるものです。
現状・背景	本市においては、令和8年4月1日に児童相談所を設置し、「いくしあ」との一体的な運営を図ることで、予防から自立まで一貫した支援を行っているところです。 児童相談所が行う一時保護委託については、これまでは児童相談所長又は都道府県知事が「適当と認める者」への委託ができる旨が法に規定されていましたが、令和7年の法改正により、一時保護委託先の質の担保のため、新たに一時保護委託者の登録制度が設けられ、一定の質の担保がなされている児童福祉施設や里親、医療機関等を除き、一時保護委託先については、原則として都道府県知事（児童相談所設置市の市長）の登録を受けなければならないものとされました。 登録等の基準については、内閣府令を踏まえて令和9年9月30日までに児童相談所を設置する自治体ごとに定めることとされており、本市においても、条例を改正する予定としています。
課題	一時保護委託の基準については、委託先でこどもの安全安心が確実に守られるとともに、こどもの権利が尊重され十分に保障されるものとする必要があります。
施策の策定にあたっての考え方	本市の一時保護委託の基準の制定においては、国が定める基準を基本に、こどもやその家庭に対して適切な支援が実施できるよう条例で規定します。
意見を聴取するポイント	内閣府令を基本に、条例の改正を検討していきますが、内閣府令で定める基準のうち「参酌すべき基準」について、広く市民の皆様からご意見を募ります。また、適宜、若者・事業者への意見聴取を実施します。
市民意向調査（ステップ2）の実施手法	令和8年12月に本市ホームページ上で意見募集を行います。
お問い合わせ先	こども青少年局子どもの育ち支援センター こども企画推進課 〒661-0974 兵庫県尼崎市若王寺2丁目18番7号 いくしあ新館1階 TEL：06-6423-9995 FAX：06-6409-4354 Eメール：ama-jiso-setchijumbi@city.amagasaki.hyogo.jp